

## サポート内容

就労選択支援員が、1ヶ月の間で、ご本人やご家族、関係者と面談。作業の様子を見るなどして、ご本人の得意なことや苦手なことなどの情報を集め、アセスメントシートを作ります。そして、どんな仕事合っているか、どんな働き方が良いかなど、ご本人（ご家族）、相談支援せんもんいん、就労、教育、医療など必要な方を集めて、ご本人が望む働き方のためにどうすればいいかなどを話し合います。ご本人の思いに寄り添いながら、ご本人に合った働き先を決めるお手伝いをしてくれます。

## どんな人が利用できる？

働いたことがない方。50歳以下の方。障がい基礎年金1級以外の方。これらにあてはまり、初めて就労継続支援B型を利用したい方は必ず利用します。就労系サービスを利用中の方で、一般就労や障がい者雇用など、次のステップに進みたいと考えている方も希望すれば利用できます。特別支援学校高等部の生徒は、在学中に複数回利用することもできます。

**【新規利用者】**利用までにお時間がかかります。特に18歳未満の方は、調査などが必要であり、利用まで2ヶ月ほどかかりますので、早めの申請をお願いします。



## サービスの流れ(基本1ヶ月)

- ① 5~10日間は、就労選択支援員と面談や作業などをして、得意なこと、苦手なことの確認をします。



- ② 就労選択支援員が、ご本人（ご家族）、相談支援せんもんいん、就労、教育、医療など、関係者を集めて話し合いをします。



- ③ 就労選択支援員が、話し合った内容をご本人にわかりやすく伝え、これからの働き方を選ぶためのアドバイスをします。



- ④ アドバイスをもとに、自分に合った働き方を決めて進みます。



働き方を選ぶサポートをするサービス

## 「就労選択支援」



むつ市地域自立支援協議会

## 生活介護



常に介護を必要とする障がいのある方が、主に  
日中、施設に通い、日常生活上の支援や介護、  
創作的活動・生産活動などの機会の提供を受け  
ることができるサービスです。

障がい支援区分が必要です。

18～49歳は区分3以上。

50歳以上の方は区分2以上。

## 就労継続支援B型



一般企業などで雇用契約を結んで働くことが  
困難な方が、自分のペースで就労訓練や生産  
活動を行うことができる「非雇用型」のサービス  
です。

- 働いたことがない方
- 50歳以下の方
- 障がい基礎年金1級以外の方

①～③のいずれかに当てはまる方は、就労  
選択支援を利用し、就労アセスメントを受ける  
必要があります。

## 働き方やサービスについて

は障害福祉サービスです。

### 就労継続支援A型



一般企業での就労が難しい方に対して、雇用  
契約を結んだ上で働く場と必要な訓練・支援を  
提供するサービスです。「雇用型」とも呼ばれま  
す。利用を始める時には65歳未満であることが  
条件です。

### 就労移行支援



一般企業への就職を希望する障害のある方に  
対し、就職に必要な知識やスキルを身につける  
ための訓練、就職活動のサポート、そして  
就職後の職場への定着支援を一貫して行うサ  
ービスです。期間は、原則2年となっています。

## 就労定着支援



就労移行支援、就労継続支援、生活介護などの  
障がい福祉サービスを利用して一般就労した方  
で、就労に伴う生活面での課題を抱えている方  
が利用できます。一般就労から6ヶ月経過した方  
が対象となります。

※障がい者就業・生活支援センターによる就労  
定着支援もあります。

## 障がい者雇用

一般企業の障がい者専用求人に応募し、面接を受け  
て就職します。事前に配慮が必要なことを企業へ  
相談し、企業が協力できると判断した内容で配慮を  
受けながら働くことができます。

### 一般就労

一般公開されている求人に応募し、面接を受けて  
就職します。求人票に書かれている業務内容が勤務  
条件になっています。

※障がい者雇用も一般就労も、障がいがあること(障  
がい者手帳保持者)を伝えることで、障がい者就業・  
生活支援センターやハローワークの支援を受けること  
が可能になります。(事前相談が必要です。)